

新型コロナウイルス感染症対応

い ろ う き ん

介護従事者等

慰

労

金

給付

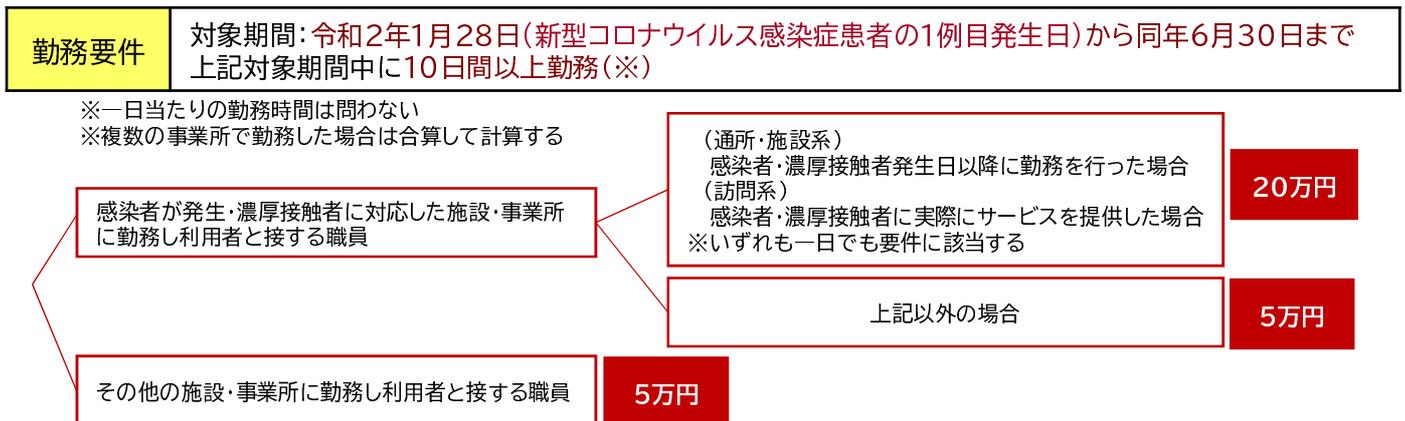
介護サービス事業所・施設等に勤務する職員の皆さまに心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付します。介護サービス事業所・施設等を通じた申請と給付にご協力をお願いします。

慰労金の内容

- 対象者:対象期間に介護サービス事業所・施設で通算10日以上勤務し、利用者と接する職員
- 給付額:感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者と接する職員 20万円
その他の事業所で勤務し利用者と接する職員 5万円

※利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象となりません。なお、最終的な判断は県が行うこととなりますが、一義的には各事業者で判断いただくこととなります。

給付対象・給付金額



【介護サービス事業所・施設等】

- ・ 全ての介護サービス事業所(訪問系サービス事業所(※1)、通所系サービス事業所(※2)、短期入所系サービス事業所(※3)、及び多機能型サービス事業所(※4)をいう。以下同じ。)及び介護施設等(※5)
- ・ なお、利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない

※1 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

※2 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

※3 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

※4 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

※5 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

注 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含む。

ただし、介護予防・生活支援サービス事業の事業者であって、本県における緊急事態宣言発令中に市町村からの要請を受けて業務を継続していた事業所については、対象となる。

<お問合せ先>

奈良県福祉医療部医療・介護保険局 介護保険課 介護事業係
0742-27-8532 (平日9:00~17:00)

慰

労

金

の申請手続方法

申請前に準備いただくこと

▼STEP1 介護サービス事業所等の慰労金の基本的な金額を確認します。

- ・介護サービス事業所等の慰労金の基本的な金額が、1人20万円、5万円のいずれであるかを確認します。

▼STEP2 慰労金の対象となる介護従事者や職員を特定します。

- ・利用者に接する介護従事者や職員で、対象期間に10日間以上勤務した者を特定します。
- ・派遣労働者、業務委託受託者の従事者についても、派遣会社・受託会社と相談して対象となる業務に10日間以上勤務している者の一覧を提出してもらうなどにより、対象者を特定します。
- ・既に退職された職員についても、可能な範囲で対象者を特定します。

▼STEP3 特定した対象者から代理申請・受領委任状を集めます。

- ・STEP2で特定した対象者から「慰労金の代理申請・受領委任状」(所定様式)を集めます。所定様式については、後日、奈良県ホームページ等でお知らせいたします。(以下同じ。)
- ・やむを得ない事情により個人で申請される方は、所定の様式に勤務していた介護サービス事業所等から「勤務証明」を取得してください。

申請

▼STEP4 申請書類等を作成します。

- ・申請書等(所定様式)を作成します。介護サービス事業所等の申請と個人の申請で様式は異なります。

△ 奈良県での申請先は国保連ではありません。

▼STEP5 申請書類等を奈良県に提出します。

- ・作成した申請書等を電子メール及び郵送(押印したもの)で提出します。提出先や申請マニュアルについては、後日、奈良県ホームページ等でお知らせいたします。

の

▼STEP6 県が申請内容を確認後、慰労金を申請者に給付します。

- ・県が申請内容を確認後に給付を決定し、県から申請者に慰労金が振り込まれます。

手

個人申請の方は、STEP6で終了。介護サービス事業所等申請の場合は、STEP7へ。

▼STEP7 慰労金を介護従事者や職員等に支給します。

- ・対象となる介護従事者や職員に慰労金を支給します。慰労金は非課税所得となりますので、源泉徴収を行わないよう注意してください。

続

支給後

▼STEP8 支給後、1か月以内を目処に県に実績報告を行います。

- ・慰労金の支給後、1か月以内を目処に、県に対して所定の様式により実績報告(対象者への振込記録、受領簿等が必要)を行います。支出実績が交付額に満たなかった場合は、精算(返納)を行います。

☞ この他、Q&Aはホームページをご覧ください。

【申請する際のご注意】

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合、重複支給が明らかになった場合には返納を求められることがありますのでご注意ください。特に悪質な場合は、刑事告発等の法的措置を行う可能性もありますのでご注意ください。



「慰労金」を装った詐欺にご注意ください。